

大生サ協 第16号
令和3年 9月22日

令和3年度支部活動等助成事業
助成決定事業所 代表者 各位

一般社団法人 大阪知的障害児者生活サポート協会
理事長 安本 伊佐子(公印省略)

コロナ禍における支部活動等助成事業実施に際してのお願い

この度、各支部（事業所等）より申請のありました事業内容の審査理事会を9月17日に開催いたしました。その審査過程におきまして、多人数参加の催し（日帰り旅行・食事会・事業所での地域交流・行事等）実施に関し、利用者の皆さんへのコロナウイルス感染リスクを心配する声が各理事からありました。

当大阪生活サポート協会としましては、各支部におかれまして申請時点において十分に感染防止対策について協議・検討された上で、事業を計画・申請をされたものと理解しております。

今回の助成決定による事業実施に際しましては、下記の点に十分ご留意のうえ実施されますよう、お願いいたします。

記

1 安全配慮義務について

利用者に対する「安全配慮義務」は、支部（事業所等）の責務と考えております。

支部活動等助成事業の実施に際しては、コロナウイルス感染防止についてご配慮くださるようお願い致します。また、緊急事態宣言等の発出があったときは、事業の縮小、延期、内容変更、中止等柔軟にご対応くださるよう併せてお願い致します。（内容変更等した場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。）

2 コロナ禍における事業実施に係る工夫や感染防止対策のありようの共有

我が国でコロナウイルスが確認されて1年8ヶ月、利用者の皆さまはかけがえのない行事や日々の外出など、外部とのふれあいが制限されている状況にあります。

「コロナ・ゼロ」になることは困難でしょう。「コロナとの上手なつきあい方」を模索しなくてはなりません。各支部における実践の中から検証できればと願っています。

今年度の助成事業を実施するに当たり、安全確保のために工夫されたことや感染防止対策のありようについて、是非情報提供くださるようお願い致します。

3 「支部活動等助成事業報告書」追加項目について（実施した工夫や感染防止対策）

上記の事業内容に該当する事業所におきましては、事業報告書の報告事項に「実施した工夫や感染防止対策」について具体的に追加記述をお願い致します。